函館市介護保険サービス事業者等監査要綱

（目的）

第１条　この要綱は，介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう，介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７６条，第７８条の７，第８３条，第９０条，第１００条，第１１４条の２，第１１５条の７，第１１５条の１７，第１１５条の２７の規定に基づき，介護保険サービス事業者等に対して行う介護給付等に係る介護給付等対象サービスの内容および介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより，介護給付等対象サービスの質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　介護保険サービス事業者等　次に掲げる者をいう。

ア　法に規定する指定居宅サービス事業者，指定地域密着型サービス事業者，指定居宅介護支援事業者，指定介護予防サービス事業者，指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者

イ　アに掲げる事業者ならびに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年厚生労働省令第４号）第５条による改正前の「指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）」（以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定介護予防訪問介護事業者，旧指定介護予防サービス等基準第９７条第１項に規定する指定介護予防通所介護事業者であった者またはこれらの指定に係る事業所の従業者であった者

ウ　法に規定する介護保険施設

(2)　介護給付等　介護給付または予防給付をいう。

(3)　介護給付等対象サービス　前号に規定する介護給付等に係る介護保険サービスをいう。

（監査）

第３条　監査の対象は，介護保険サービス事業者等とする。

２　監査は，市が条例で定める介護給付費等対象サービスの事業の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準に従っていないと認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合，または介護報酬の請求について不正を行っていると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合，または不正の手段により指定等を受けていると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。），または介護給付費等対象サービスの利用者または入所者もしくは入居者（以下「利用者等」という。）について，高齢者虐待の防止，高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市が虐待の認定を行った場合もしくは高齢者虐待等により利用者等の生命または身体の安全に危害をおよぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）に行うものとする。

(1)　運営指導における確認情報

ア　法第２３条により指導を行った市長が，介護保険サービス事業者等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等または人格尊重義務違反

イ　度重なる指導によっても介護給付等対象サービスの内容または介護報酬の請求に改善がみられないとき

ウ　正当な理由がなく運営指導を拒否したとき

(2)　運営指導以外の確認情報

ア　通報・苦情・相談等に基づく情報

イ　市が，高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合または高齢者虐待等により利用者等の生命または身体の安全に危害をおよぼしている疑いがあると認められる情報

ウ　国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。），地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ　北海道，他の市町村および連合会からの通報情報

オ　法第１１５条の３５第４項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

3　監査対象となるサービス事業者等を決定したときは，次に掲げる事項を文書により，監査開始時に通知する。ただし，法第２３条による運営指導の実施中に監査に移行した場合または利用者等の生命または身体の安全に危害をおよぼすおそれがあるなど緊急を要すると認められる場合は，口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

(1)　監査の根拠規定および目的

(2)　監査の日時および場所

(3)　監査担当者

(4)　出席者

(5)　準備すべき書類等

(6)　虚偽の報告または答弁，検査忌避等に関する罰則規定

4　監査体制は，２名以上の班を編成し，班長には原則として管理職を充てるものとする。

5　監査の結果，指定基準違反等または人格尊重義務違反が認められた場合には，法第５章に掲げる「勧告，命令等」，「指定の取消し等」，「設備の使用制限等」，「変更命令」，「業務運営の勧告，命令等」，「許可の取消し等」の規定に基づき行政上および経済上の措置をとるものとする。

(1)　行政上の措置

ア　勧告

介護保険サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合は，当該介護保険サービス事業者等に対し，期限を定めて，文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか，当該期限内にこれに従わなかったときは，事業所名，勧告に至った経緯，当該勧告に対する対応等を公表することがで

きる。

なお，勧告した場合は，当該介護保険サービス事業者等に対し，原則として通知をした日から３０日以内に，とった措置について文書により報告させるものとする。

イ　命令

介護保険サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは，当該介護保険サービス事業者等に対し，期限を定めて，文書によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか，命令をした場合には，事業所名，命令に至った経緯等を公示しなければならない。

なお，命令した場合は，当該介護保険サービス事業者等に対し，原則として通知をした日から３０日以内に，とった措置について文書により報告させるものとする。

ウ　指定の取消し等

市長は，指定基準違反等または人格尊重義務違反の内容等が，法第７７条第１項各号，第７８条の１０各号，第８４条第１項各号，第９２条第１項各号，第１０４条第１項各号，第１１４条の６，第１１５条の９第１項各号，第１１５条の１９各号および第１１５条の２９各号のいずれかに該当する場合においては，当該介護保険サービス事業者等に係る指定を取り消し，または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力の停止（以下「指定の取消し等」という。）をすることができる。

なお，指定の取消し等をした場合には，遅滞無く，事業所名，指定の取消し等に至った経緯等を北海道知事に届け出るとともに，公示をするものとする。

エ　設備の使用制限等

市長は，法第１０１条または法第１１４条の３の規定により，介護老人保健施設または介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき，または設備および運営に関する基準に適合しなくなったときは，当該施設の開設者に対し，期間

を定めて，その全部もしくは一部の使用を制限し，もしくは禁止し，または期限を定めて，修繕もしくは改築を命ずることができる。

オ　変更命令

市長は，法第１０２条または法第１１４条の４の規定により，介護老人保健施設または介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは，当該施設の開設者に対し，期限を定めて，当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

カ　業務運営の勧告，命令等

市長は，法第１０３条または法第１１４条の５の規定により，介護老人保健施設または介護医療院において基準違反の事実が確認された場合，当該施設の開設者に対し，期限を定めて，文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか，これに従わなかったときは，その旨を公表することができる。

また，正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは，当該施設の開設者に対し，期限を定めて，その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また，命令をした場合には，その旨を公示しなければならない。

なお，勧告または命令をした場合は，当該施設の開設者に対し，原則として通知をした日から３０日以内に，とった措置について文書により報告させるものとする。

キ　許可の取消し等

市長は，法第１０４条または法第１１４条の６の規定により，介護老人保健施設または介護医療院における指定基準違反等または人格尊重義務違反の内容等が，法第１０４条第１項各号，法第１１４条の６第１項各号のいずれかに該当する場合においては，当該施設に係る許可を取り消し，または期間を定めてその許可の全部もしくは一部の効力の停止（以下「許可の取消し等」という。）をすることができる。

ク　その他

監査の結果については，文書により通知する。なお，上記ア～キに該当する場合は，それらの通知に代えることができる。また，上記ア～キに該当しない場合であって改善を要すると認める事項があるときは，文書によりその旨を通知し，原則として通知をした日から３０日以内に文書により報告させるものとする。

(2)　聴聞等

監査の結果，当該介護保険サービス事業者等が命令または指定の取消し等もしくは許可の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は，監査後，取消処分等の予定者に対して，行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項各号の規定に基づき聴聞または弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし，行政手続法第１３条第２項各号のいずれかに該当するときは，これらの規定は，適用しない。

(3)　経済上の措置

ア　不正利得となる返還金の徴収

取消処分等（命令を除く。）を行った場合に，当該介護保険サービス事業者等が法第２２条第３項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には，その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし，当該支払いに関係する他の保険者に対し，当該不正利得について情報提供するものとする。

イ　返還金の徴収方法

上記アの不正利得については，原則として，法第２２条第３項の規定により当該返還させるべき額に１００分の４０を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

ウ　監査の結果，介護給付等対象サービスの内容または介護報酬の請求に関し不正または不当な事実が認められた場合における当該事項に係る返還対象期間は，原則として過去２年間とする。

６　前項第１号ウに規定する指定の取消し等を行ったときは，市のホームページにおいて公表する。

（関係機関との連携）

第４条　監査にあたっては，他の指導監査（社会福祉法人指導監査等）と連携を図り，合同で監査を実施するなど効率的に行うものとする。

附　則

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２６年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２８年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３１年（２０１９年）４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年３月１日から施行する。
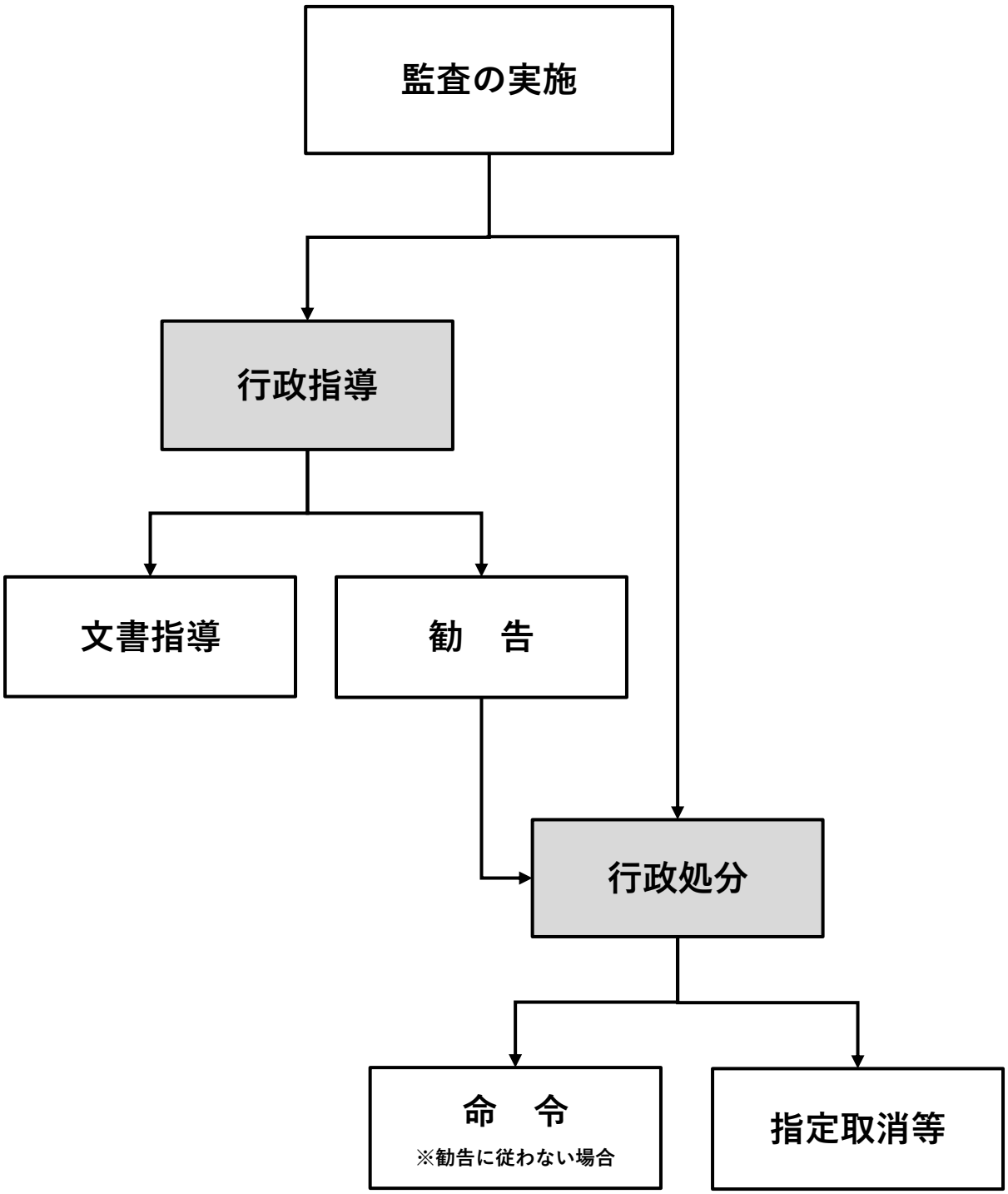
〇参考：監査実施後の流れ